

# 日医FAX ニュース



日医FAXニュース  
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

## ■ 介護報酬改定へ、個別サービス議論開始

— 給付費分科会 —

厚生労働省の社会保障審議会・介護給付費分科会(分科会長＝田辺国昭・国立社会保障・人口問題研究所長)は6月28日、2024年度介護報酬改定に向け、個別サービスに関する議論を始めた。厚労省は、看護小規模多機能型居宅介護(看多機)をさらに普及させる方向性を示した。

### ● 専門・認定看護師の事業所、加算で評価

厚労省はこの日、個別サービスとして、「地域密着型」に区分されるサービスを取り上げた。サービスごとに、事業所数・要介護度の分布・費用額といった現状と、21年度改定の検証も踏まえた課題を提示。その上で、次期改定の論点を示した。看多機については、事業所ごとにサービスの内容・頻度がばらついていることや、人材確保が困難なことを課題に挙げた。

田母神裕美委員(日本看護協会常任理事)は、専門・認定看護師らを配置する事業所を、加算で評価するよう主張。看取り期などで看多機に宿泊した利用者は、包括評価の対象外とするよう求めた。

### ● 認知症グループホーム、医療体制強化を

厚労省は、認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)については、独居を含む認知症高齢者が増える一方、担い手不足が見込まれるとの課題を説明。▽医療ニーズへの対応をより強化する▽介護人材の有効活用を図る一観点から、「どのような方策が考えられるか」と意見を促した。

古谷忠之委員(全国老人福祉施設協議会参与)は、医療ニーズへの対応を強化するため、「訪問診療などによる医療体制の強化が必要だ」と述べた。

### ● サービス「統合」も浮上

また厚労省は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と、夜間対応型訪問介護は、機能・役割で共通する点が多いと指摘。「将来的な統合・整理」の是非について、意見を求めた。ほとんどの地域では、統合してもサービス提供に支障は生じない、との調査結果も示した。

江澤和彦委員(日医常任理事)は、事業者に対する丁寧な説明を前提として、統合の方向性に賛成した。吉森俊和委員(全国健康保険協会理事)らも同意した。厚労省によると、定期巡回型と夜間対応型の統合には法改正が必要なため、24年度改定のタイミングでは実施できないという。【メディファクス】

## ■ 「オンライン資格利用推進本部」を新設

— 加藤厚労相、不安払拭に向け —

加藤勝信厚生労働相は6月27日の閣議後会見で、国民が安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用できる環境を整えるため、自身を本部長とする「オンライン資格確

認利用推進本部」を新設すると発表した。医療機関や薬局で発生しているオン資関連トラブルなどへの対応の進捗を管理する。今週中に、初会合を開く。

加藤厚労相は「具体的な対応策とそのスケジュールを明確に示し、確実に実施していくことを通じて、国民の不安や懸念の払拭を図り、安心してマイナンバーを健康保険証として活用してもらえる環境の整備を進めていくことが必要」と述べた。

具体的な課題としては、▽新規登録データの正確性の確保▽何らかの事情でオン資確認を行えない場合の医療費負担の取り扱い▽顔認証付きカードリーダーの不具合を含めた医療機関でのさまざまなトラブル▽高齢者施設でのマイナカードの取得支援や管理方法▽医療機関のオン資確認の利用環境整備—などを挙げた。

「推進本部では、こうした課題への対応の進捗状況を把握、確認しながら、着実な実行を図る」と説明した。

### ●事務局は保険局総務課

推進本部の構成は次の通り。▽本部長＝厚労相▽本部長代理＝厚労副大臣（本部長が指名した者）、厚労政務官（本部長が指名した者）▽副本部長＝厚労事務次官▽構成員＝保険局長、医薬・生活衛生局長、老健局長など。

オブザーバーとして、デジタル庁統括官（国民向けサービス担当）、社会保険診療報酬支払基金理事長、国民健康保険中央会理事長も加わる。

事務局長は大臣官房審議官（医療保険担当）が務め、事務局は保険局総務課が担う。

【メディファクス】

## ■ 緊急避妊薬、1県1店舗以上で試験販売

— 厚労省、今夏にも —

厚生労働省は緊急避妊薬の薬局販売について、調査研究事業として今夏にも試験的な運用を始める。研修や24時間対応など一定の要件を満たした薬局を対象に、都道府県当たり1店舗以上選定。事業の委託先となる日本薬剤師会などと共に近く実施手順をまとめる。期限は来年3月末まで予定。6月26日に開いた「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」で明らかにした。

販売薬局は緊急避妊薬の調剤実績を基に選ぶほか、原則として、▽オンライン診療に基づく緊急避妊薬の調剤の研修を修了した薬剤師が対応できる▽夜間・土日祝日に対応できる▽プライバシーを確保できる個室などがある▽近くの産婦人科医やワンストップ支援センターと連携体制を構築できる—の4点を要件として挙げた。厚労省は同成分がOTC化された場合でも取り扱う薬局には「一定の要件が必要」との構えを見せており、今回の4要件は将来的なガイドライン策定の議論の土台になる可能性がある。

この日の検討会議で、厚労省は「地域の一部薬局」として「2次医療圏～3次医療圏に1店舗程度（都道府県ごとに1店舗以上）」という販売規模を提示。委員からは「地域包括ケア（中学校区）単位ではなく、2次医療圏では広すぎる」「必要とする人がアクセスできるのか。もっと増やすべき」など、「地域の一部薬局」と設定しながらも、実際的には「一部地域」の住民しか利用できないという懸念が相次いだ。

事務局を務める医薬・生活衛生局医薬品審査管理課の吉田易範課長は「目的達成の理想と、実施可能性（の問題）もある。緊急避妊薬は72時間以内というアクセスが担保されるのが必要最低限の条件。そのあたりも考慮しつつ、引き続き検討していきたい」と述べた。

会議後にメディアファクスの取材に応じた吉田課長は、販売薬局数を増やすボトルネックは、設定した「要件」だと指摘。「試験的運用で取り組む以上、きちんと適正販売できる薬局でないといけない」と話した。

### ●販売価格は薬局が設定

実施手順は厚労省と日薬、日本産婦人科医学会でまとめていく。販売価格の設定は実際にOTC化された場合と同様に各薬局に委ねる方針で、調査に協力する販売薬局やアンケートに答える購入者への謝礼も検討。チェックリスト、リーフレットの活用策も探る。医療用医薬品の広告はできないため、「試験的運用」自体の周知に取り組むという。

薬局に対しては、全ての販売事例の報告を求める。主な項目として、▽性感染症のリスクや計画的な避妊法を含む説明や指導ができたか▽対応に苦慮した場面がないか▽夜間などの対応状況などを盛り込む見通し。このほか、購入者には避妊の結果や妊娠検査の実施の有無を、薬局と連携する産婦人科にはフォローアップ状況などをアンケートする。

【メディアファクス】

## ■ 医療法人の経営DB整備へ、協力を要請

— 厚労省、8月施行に向け —  
5月成立の改正医療法（全世代社会保障法）

を踏まえ、厚生労働省は6月21日付の事務連絡で、医療法人や介護サービス事業者の経営情報データベース（DB）の整備に向け、医療関係団体に理解と協力を求めた。医療法人のDB整備は、8月1日に施行となる。医政局医療経営支援課医療法人支援室は、施行に向け、医療法施行規則の改正を進めると説明している。

改正医療法では、医療・介護の現状と実態を把握するため、必要な情報を収集し、政策の企画・立案や国民への説明に活用する方針を盛り込んだ。

①医療法人・介護サービス事業者の経営情報を収集し、DBを整備②収集した情報を属性などに応じてグルーピングした分析結果を公表③医療法人DBの情報を研究者等へ提供する制度を創設—するとしている。①と②の施行は、医療が8月1日、介護が来年4月1日。③の施行は、公布日から3年以内に政令で定める日。

原則、全ての医療法人と介護サービス事業者が対象になる。収集する情報は、病院・診療所や介護施設の収益と費用など。職種別の給与（給料・賞与）は任意項目となっている。

参院厚生労働委員会は改正法の審議を経て、付帯決議で、以下のように政府に求めた。「医療・介護従事者の適切かつ的確な処遇改善を図る観点から、職種別の給与情報が可能な限り報告されるよう必要な取り組みを進める」。これを踏まえ、厚労省は事務連絡で「より多くの医療法人の皆さまにご協力いただきたい」と呼びかけている。

事務連絡の題名は、「医療法人に関する情報の調査及び分析等について（ご協力依頼）」。

【メディアファクス】